

オープンカウンタ方式による公募公告

令和2年1月14日

支出負担行為担当官
総務省政策統括官（統計基準・恩給担当） 横田 信孝

オープンカウンタ方式による見積合わせを下記により実施する。なお、本調達は「紙」による見積書の提出及び見積合せにより実施するものとする。

記

1. オープンカウンタ方式による見積依頼（随意契約）に付する事項等

- (1) 件名 窓付封筒（恩給年額のお知らせ、支払通知書、恩給のしおり送付用）
- (2) 内容 仕様書のとおり（別紙1）
- (3) 提出書類等・参加資格確認申請書（別紙2）
・見積書（社印及び代表者印のあるもの）
- (4) 提出期限 令和2年2月7日（金）午後5時まで
- (5) 提出場所 〒162-8022 東京都新宿区若松町19-1
総務省政策統括官（恩給担当）付恩給企画管理官付恩給経理官室
契約用度担当（5階501号室）

2. 見積合せに参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和元・2・3年度（平成31・32・33年度）総務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の製造」のA、B、C又はDに格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加を有するものであること。
- (4) 総務省又は他省庁等における指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、他省庁等における処分期間については、総務省の処分期間を超過した期日は含めない。
- (5) 下記3で求められた書類を提出し、見積合せに参加する者としての条件を満たした者であること。
- (6) 以下の暴力団排除対象者に該当しない者
 - ① 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

- ② 契約の相手方として不適当な行為をする者
ア 暴力的な要求行為を行う者
イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
オ その他前各号に準ずる行為を行う者

3. 見積書の提出及び受託者の決定等

- (1) 見積合せに参加する者は、本公告及び仕様書並びに契約条項を熟読のうえ、見積りを行うこと。この場合において仕様書等について疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。
- (2) 見積書に記載する金額は、仕様書に示す数量に1枚当たりの単価を乗じた額及び当該金額の消費税をそれぞれ明記し、合計金額を記載すること。
- (3) 本公告に示した参加資格のない者の提出した見積書及び見積書に関する条件に違反した見積書は無効とする。
- (4) 提出された有効な見積書のうち、最低価格の見積書を提出した者を受託者として決定する。同価見積があった場合は下記4に記載されている場所において、参加者にくじを引かせ決定する（くじを引かない者があるときは見積事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。）
- (5) 見積書提出者又は見積書提出者の代理人は、当該見積に係る他の見積書提出者の代理をすることができない。

4. 見積合せ結果の通知

見積合せの結果については、令和2年2月12日（水）午後5時までに受託決定者に連絡する。
なお、同価見積があった場合は、下記のとおり、くじ引きを実施する。

【日時及び場所】

令和2年2月12日（水）午後3時
総務省政策統括官（恩給担当）付恩給企画管理官付恩給経理官室

5. 請書作成の要否及び請書条項

- (1) 契約締結に当たっては、請書を作成するものとする。
- (2) 契約条項は、請書（案）（別紙3）のとおりとする。

6. その他

参加者不在の場合は別途選定した者へ見積を依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとする。

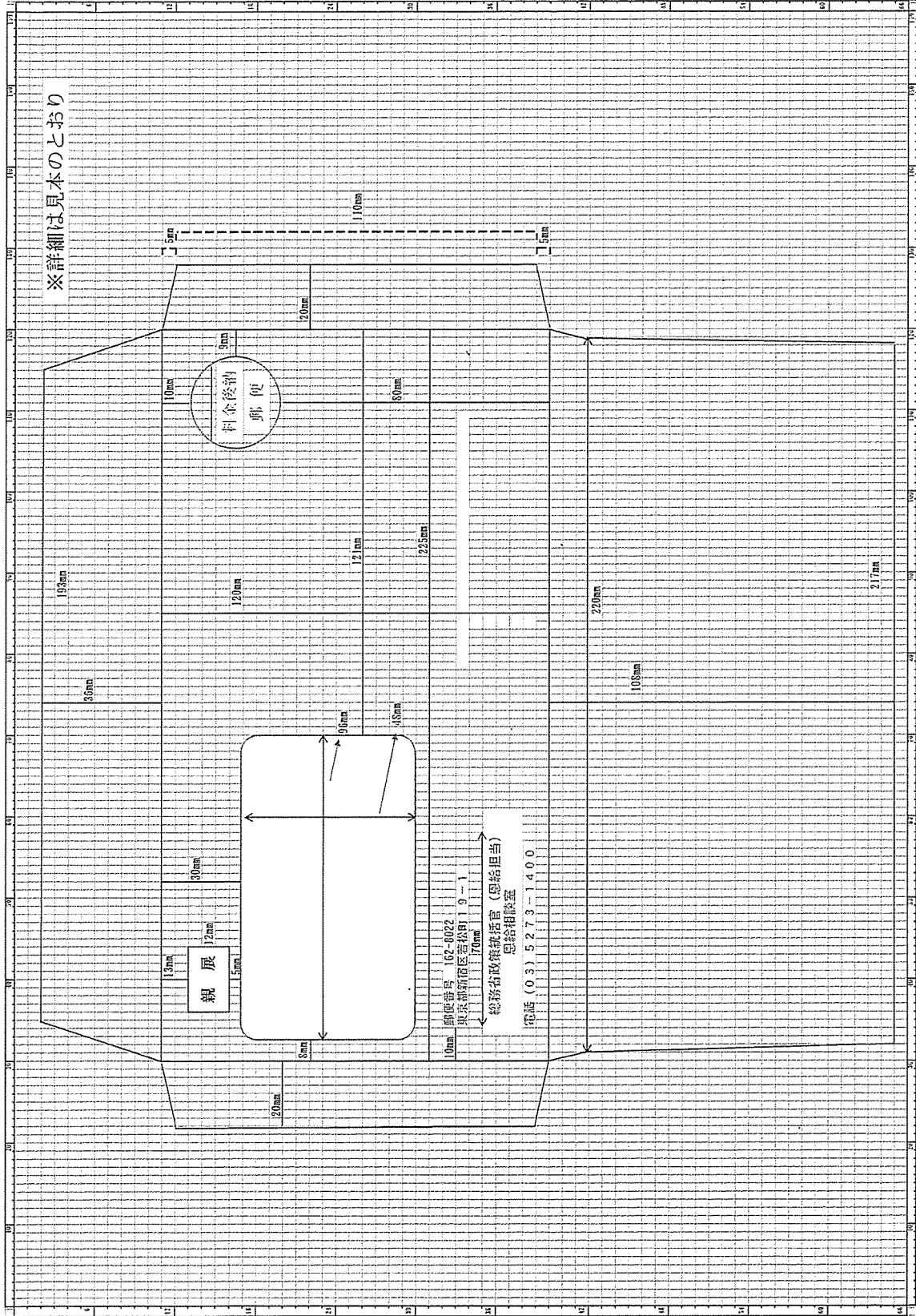
7. 問い合わせ先

- (1) 見積合せ及び契約手続きに関する事項
総務省政策統括官（恩給担当）恩給企画管理官付恩給経理官室
契約用度担当主査 棚橋 麻衣子 03-5273-1322
- (2) 仕様書の内容に関する事項
総務省政策統括官（恩給担当）恩給企画管理官付恩給相談官室
管理官補佐 西野 敦志 03-5273-1367

仕 様 書

名 称	窓付封筒（恩給年額のお知らせ、支払通知書、恩給のしおり送付用）
数 量	226,000枚（糊付き）
規 格	見本のとおり 封筒の内側に模様（地紋）を印刷する。（見本参照） フラップ部分は糊付きとする。
紙 質	クラフト紙70g/m ² （古紙パルプ配合率40%以上） 窓部分 セロハン紙 #300 セロハンフィルム使用 ※1 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める文具類（窓付き封筒（紙製））の「判断の基準」を満たしていること。また、同基本方針の「配慮事項」についても可能な限り配慮すること。 ※2 林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」を遵守すること。
印 刷	オフセット 1色刷 ※1 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める役務（印刷）の「判断の基準」を満たしていること。また、同基本方針の「配慮事項」についても可能な限り配慮すること。
印 刷 色	墨色
原 稿	設計書及び見本のとおり
校 正	校了まで
納品形態	①1箱（段ボール箱A式）に2,000枚入とする。 ②十分な強度をもったカートンを丈夫な仕切りで10区分して収納する。 ③封筒のフラップは糊付けをし折り曲げて、上部にくるよう収納する。 なお、箱詰めに当たっては、機械による封入封緘作業に支障のないよう、折れ曲がり等には十分留意すること。
納 期	令和2年3月31日（火）
納品場所	新宿区若松町19-1 総務省第二庁舎 政策統括官（恩給担当） 当省の担当官の指示に従い納品すること。
そ の 他	詳細については当省の担当官の指示に従うものとする。

※詳細は見本のおり



親展

郵便番号 162-0022
東京都千代田区千代田 1-9-1
総務省政務研修会 (包絡担当)
恩給相談室
電話 (03) 5273-1400

料金後清
郵便

参加資格確認申請書

支出負担行為担当官
総務省政策統括官（統計基準・恩給担当）殿

令和 年 月 日

住所

電話番号

会社名

代表者氏名

印

令和2年1月14日付けで公告のありました「窓付封筒（恩給年額のお知らせ、支払通知書、恩給のしおり送付用）」の参加資格について確認されたく、全省庁統一参加資格を証明する書類の写しを添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと、並びに総務省又は他省庁等における指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないことを誓約します。

提出者 担当部署

氏名

電話番号

収入印紙
円

請 書

契約事項 窓付封筒（恩給年額のお知らせ、支払通知書、恩給のしおり送付用）
契約金額 円
（うち消費税額及び地方消費税額 円）
仕様内容 別紙仕様書のとおり

品名	数量	単価	金額	備考
窓付封筒（恩給年額のお知らせ、支払通知書、恩給のしおり送付用）	226,000枚			
消費税額及び地方消費税額			00,000円	
合計額			0,000,000円	

上記の契約事項は、次の条件に従ってお願いいたします。

1. 契約履行期限 別紙仕様書のとおり
2. 履行場所 別紙仕様書のとおり
3. 履行遅延による賠償金 履行期限の翌日より起算して遅延日数1日につき契約金額に「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率」（昭和24年12月12日大蔵省告示第991号）に定める率を乗じて計算した金額。
4. 支払条件 履行後の検査が完了した後、適法な支払請求書を提出した日から30日以内。
5. 支払遅延利息 「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」（昭和24年法律第256号）に定めるところによる。
6. 契約解除に対する違約金 本契約条項を履行しないときは、契約金額の100分の20に相当する金額を徴収して解除する。

令和2年2月 日

支出負担行為担当官

総務省政策統括官（統計基準・恩給担当）

横田 信孝 殿

（請負者）